

# 保津川かわまちづくり計画検討委員会設置要綱

## (名 称)

第1条 本会は「保津川かわまちづくり検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 「保津川かわまちづくり計画」の策定にあたり、河川、環境、地域振興等の観点から協議、検討し、意見を述べることを目的とする。

## (委 員)

第3条 委員会は、別紙委員名簿に掲げる委員により構成する。

2 委員は、亀岡市及び京都府南丹土木事務所から就任を依頼する。

3 委員の任期は、委員会の目的が達成したときまでとする。

## (委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し委員会を代表する。

3 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

4 会議は、原則公開とする。

5 会議の公開にあたっては、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができるものとする。

6 会議資料及び議事録については、事務局が案を作成して、委員長の承認を得た上で会議終了後、原則として公開するものとする。

7 上記5及び6の規定にかかわらず、会議又は議事録を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益、又は公共の利益を害する恐れがある場合には、会議又は議事録の全部又は一部を非公開をすることができるものとする。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は、亀岡市桂川・広域交通課並びに京都府南丹土木事務所河川砂防室に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

## 附則

この要綱は平成21年12月28日から施行する。